

第4回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】第3回基準等検討ワーキンググループの報告	・・・	4
【資料3】地域子ども・子育て支援事業	・・・	6
【資料4】教育・保育の量の見込み	・・・	17
【資料5】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	・・・	26

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

	平成25年度			平成26年度					
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 H26.11	第9回 H27.1
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議									
ニーズ調査の項目									
需要量・供給量			1	1					
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1					
上記以外の計画									
計画全体の審議（計画の理念等）							2		
(2) 認可基準等の審議									
現認可等基準（現状確認）									
新制度における認可基準・確認基準			3	3					
放課後児童育成事業の基準			3	3					
支給認定基準			3	3					
(3) 利用者負担の審議									
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）									
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価									

平成26年4月末に
政省令公布予定

6月市会に
条例案提出

26年度早期に国の骨格が
提示される予定

- 審議
 審議終了等（確定）
 1 量の見込みについてのみ審議
 2 素案の確定
 3 検討中の国の案をもとに審議

第3回西宮市子ども・子育て会議 協議等まとめ

1 (仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について

事務局より、計画期間中である西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本理念等を基にした案についての説明をした上で、各委員が意見交換を行った。今後も引き続き審議することとなった。

2 教育・保育提供区域について

事務局より、教育・保育提供区域の設定について、西宮市幼児期の教育・保育審議会で示されたブロック分けに基づき、中部・南部と北部の2区域にわたる案を事務局案として説明したのち、各委員が意見交換を行い、西宮市の特徴を踏まえて教育・保育提供区域を事務局案のとおり2区域に設定し、また事業を展開するにあたって、地域性をみるときは、中小ブロックを運用として視野に入れることを確認した。

3 基準等検討ワーキンググループの報告について

座長より、第1回、第2回基準等検討ワーキンググループにおける協議事項のうち、支給認定基準、放課後児童健全育成事業の設備・運営基準、小規模保育事業の認可基準について、制度概要などを説明するとともに、ワーキンググループにおける協議内容について報告した。合わせて、ワーキンググループでは提出されていなかった資料について、座長が説明した。

その上で、各委員で意見交換を行い、上記各基準についてワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認した。

その中で、小規模保育事業の認可基準については、保育者及び保育補助者の資格要件を事務局案のとおりとするが、研修の充実、支援員のサポートなどにより市が責任をもって良い保育を提供すること、という意見を付帯した。

4 評価検討ワーキンググループの報告について

座長より、第1回、第2回評価検討ワーキンググループにおける次世代育成支援行動計画(後期計画)の重点施策、重点事業等に関する評価などの協議内容について報告があった。特に各委員から質疑、意見は出されなかった。

5 ニーズ調査の結果速報、ワークショップの実施報告

事務局より、ニーズ調査の結果速報および平成26年1月25日に開催したワークショップの実施結果について報告があった。

6 平成26年度のスケジュール

事務局より、平成26年度前半の予定の説明において、基準整備、事業計画策定のスケジュールを踏まえた場合、4月に追加開催が必要であるとの提案があった。また、会長より1回あたりの時間を長くする可能性がある旨の説明があり、了解された。

以上

第4回西宮市子ども・子育て会議 協議事項

(1) 第3回基準等検討ワーキンググループの報告について

ワーキンググループにおける協議内容(家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)について、審議を行い、各基準の内容について検討結果をまとめる。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

新制度における地域子ども・子育て支援事業(13事業)の内容、各事業の提供区域の設定について、事務局より説明する。

(3) 教育・保育の量の見込みについて

国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた市の提案について審議を行い、事業計画における教育・保育の需要量を確認する。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた市の提案について審議を行い、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需要量を確認する。

西宮市子ども・子育て会議運営要綱の改正について

議事（ 1 ）第 3 回基準等検討ワーキンググループの報告

報告事項

地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準について

- 1 家庭的保育事業
- 2 居宅訪問型保育事業
- 3 事業所内保育事業

1 家庭的保育事業に関するワーキンググループの意見

概要	<p>給食について、経過措置後の調理業務委託を認めないこととし、基本的には5年間で自園調理ができる体制を整えるべきとの意見に対し、事務局から調理業務委託を認めないことについて再度検討した上で、子ども・子育て会議への報告の際に検討結果を示したいと回答した。</p> <p>上記以外の項目については、事務局案のとおりとする意見集約がなされ、詳細な運用については要綱などで規定するべきとの意見が出された。</p>
事務局の検討結果	<p>調理業務委託は、受託事業者から職員の派遣を受けて、施設内の調理設備で調理をするもので、外部搬入（いわゆる仕出し）による衛生管理面での危険性を生じるものではない。</p> <p>こうしたことから給食の提供について、経過措置後も調理業務委託は認めることとして問題ないと考えられる。</p>
出された意見	<p>職員の資格について、研修を修了しただけでなく、継続的な研修の受講を求める必要がある。</p> <p>給食に関する経過措置の後、給食についての公定価格が読めないこと、搬入するにしても衛生管理面の危険に配慮する必要があること、また3歳未満児5人分の給食を提供する設備整備は負担がそれほど大きいものではないことを考慮すると、平成31年度までに自園調理で食事を提供できる体制を求めるほうが良い。</p> <p>現在でも半数以上の保育ルームが自園調理をしていることから、市が設備整備の補助を行なって自園調理を求める原則を明らかにしておくべきである。</p> <p>0歳児については、離乳食が必要となることを踏まえると、外部搬入による衛生管理の危険を考慮して自園調理を求めるとともに、整備費用について市が補助を検討するべきである。</p> <p>弁当持込みについて、保育施設と幼稚園では開所時間が異なり、調理完了から子どもが食事をするまでに時間的な開きが生じるため衛生管理面も考慮する必要がある。</p> <p>連携施設は、重要な役割を果たすことになるので確保が必要である。距離要件については、規定するほうが良いと考える。</p> <p>連携施設を設置することは従うべき基準であるため連携施設を設置しないとはできないので、連携施設の役割について詳細な内容は、実施要綱などに譲り、大枠を条例で定めることとすべきである。</p>

2 居宅訪問型保育事業

概要	<p>居宅訪問型として保育を提供することに公費が投入されることとなった点を評価するところであるが、1対1で保育することの危険性にも配慮して、実際の運用では慎重に行うべきである。</p> <p>事務局案に一定の理解を得たが、居宅訪問型保育事業についてどのような対象が本事業に該当するか、次回の子ども・子育て会議において詳細に説明する必要がある。</p>
出された意見	<p>できる限り保育士資格を求めた上で、対象の子どもに対応できるノウハウを身につけることが必要である。「同等以上」の内容について、実績を考慮した上で一定の研修を義務づけて設定する必要がある。</p> <p>運用面では、保護者と事業者の間で契約までに十分な情報交換の機会が必要である。</p> <p>保育に際して事故が起こった場合の市の責任について、事前に検討しておく必要がある。</p>

3 事業所内保育事業

概要	<p>事務局案のとおりとして問題ないと考えられるが、本事業に参入する施設に対しては、確実に基準を満たすことを求め、市としても監査を徹底することが必要である。</p>
出された意見	<p>院内保育所については、厚生労働省から支出されている補助金との関係を確認しておくことが必要である。</p> <p>事業所内保育事業は、これまで託児の傾向が高かった施設が、新制度に参入すると認可保育所の基準に高められるので、地域枠の子どもに限らず入所している子どもにとっても明るい方向である。</p>

議事（２）地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲

子ども・子育て支援法 第 5 9 条		国の子ども・子育て会議資料中の名称	提供区域(案)
第 1 号	新規	利用者支援事業	1 区域
第 2 号		時間外保育事業	2 区域 (教育・保育と同じ)
第 3 号	新規	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
第 4 号	新規	多様な主体の参入促進事業	—
第 5 号		放課後児童健全育成事業	2 区域 (教育・保育と同じ)
第 6 号		子育て短期支援事業	1 区域
第 7 号		乳児家庭全戸訪問事業	1 区域
第 8 号		養育支援訪問事業等	1 区域
第 9 号		地域子育て支援拠点事業	2 区域 (教育・保育と同じ)
第 10 号		一時預かり事業	2 区域 (教育・保育と同じ)
第 11 号		病児保育事業	1 区域
第 12 号		子育て援助活動支援事業	1 区域
第 13 号		妊婦に対して健康診査を実施する事業	1 区域

提供区域の設定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（平成 26 年 8 月 6 日付内閣府子ども・子育て支援新制度準備室事務連絡より）において、以下のとおりとされている。

- （１）教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本とする。
- （２）教育・保育提供区域は、認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、子どもの認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、教育・保育の提供区域を基本としつつ、それぞれの事業の性格に応じて検討することとする。

2 各事業の内容

(1) 第1号 利用者支援事業

事業の内容	子どもおよびその保護者の身近な場所で、認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援事業などの情報提供および必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、子どもおよびその保護者が適切なものを選択し、円滑に利用できるような支援を行う事業
業務内容	<p>利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援などを行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるような実施する。</p> <p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て支援の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発などに努める。</p> <p>本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。</p>
西宮市の現状	<p>平成26年1月から市役所本庁1階に「こども支援案内窓口」を設置し、子育てコンシェルジュを配置。</p> <p>(業務)</p> <p>保育サービスに関する相談や案内</p> <p>子育てひろばなどの子育て支援事業の利用案内、健診や予防接種、手当などの各種子育て支援情報・制度の提供</p> <p>転入世帯への子育てガイド等の冊子配布など</p>
提供区域	1区域

(2) 第2号 時間外保育事業

事業の内容	開所時間を超えて保育を行う事業(延長保育事業)
西宮市の現状 (実績)	<p>平成25年度 延長保育利用延べ児童数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：7,547人 ・民間：14,006人
提供区域	2区域

市内保育所の延長保育時間（平成26年4月1日現在）

公立				民間			
保育所	定員	開所時間	延長保育時間	保育所	定員	開所時間	延長保育時間
朝日愛児館	50	7:30～18:00	18:00～19:00	幸和園保育所	210	7:00～18:00	18:00～19:00
小松朝日保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	幸和園南園（分園）	30	7:30～18:00	18:00～19:00
建石保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	一麦保育園	160	7:30～18:30	18:30～19:00
鳴尾保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	月影保育所	60	7:30～18:00	-
芦原保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	パドマ保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
学文殿保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	マーヤ保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
用海保育所	60	7:30～18:00	18:00～19:00	船坂保育園	40	7:30～18:00	-
浜甲子園保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	やまよし保育園	160	7:00～18:00	18:00～19:00
瓦木北保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	名塩保育園	60	7:30～18:00	-
今津文協保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	聖和乳幼児保育センター	120	7:30～18:30	18:30～19:00
鳴尾東保育所	80	7:30～18:00	18:00～19:00	甲子園保育所	150	7:00～18:00	18:00～19:00
むつみ保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	段上保育所	120	7:00～18:00	18:00～19:00
浜脇保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	ちどり保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
津門保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	なぎさ保育園	70	7:00～18:00	18:00～19:00
瓦木みのり保育所	130	7:30～18:00	18:00～19:00	新甲東保育園	90	7:00～18:00	18:00～19:00
甲東北保育所	90	7:30～18:00	18:00～19:00	なでしこ保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
北夙川保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	安井保育園	90	7:00～18:00	18:00～19:00
今津南保育所	80	7:30～18:00	18:00～19:00	安井さくら保育園（分園）	60	7:00～18:00	18:00～19:00
上之町保育所	100	7:30～18:00	18:00～19:00	夙川さくらんぼ保育園	20	7:00～18:00	18:00～19:00
鳴尾北保育所	80	7:30～18:00	18:00～19:00	西宮YMCA保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
高須東保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	みどり園保育所	90	7:00～18:00	18:00～19:00
大社保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	ひかり保育園	90	7:00～18:00	18:00～19:00
高須西保育所	120	7:30～18:00	18:00～19:00	あんず保育園	45	7:30～18:30	18:30～19:00
				東山ぼぼ保育園	46	7:30～18:30	18:30～19:00
				〃（分園）	89	7:30～18:30	18:30～19:00
				夙川宝保育園	50	7:30～18:30	18:30～19:00
				ゆめっこ保育園	50	7:00～18:00	18:00～20:00
				ニコニコ桜保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
				ニコニコ桜夙水園	30	7:30～18:30	18:30～19:00
				西宮夢保育園	60	7:00～18:00	18:00～20:00
				西北夢保育園（分園）	100	7:00～18:00	18:00～19:00
				つばみの子保育園	20	7:30～18:00	-
				めばえの子保育園	30	7:30～18:30	18:30～19:00
				武庫川女子付属保育園	90	7:00～18:00	18:00～19:00
				かえで保育園	60	7:00～18:00	18:00～19:00
				善照マイトレイヤ保育園	79	7:00～18:00	18:00～19:00
				西宮つとがわYMCA保育園	60	7:30～18:30	18:30～19:00
				のぞみ夢保育園	60	7:00～18:00	18:00～19:00
				夙川夢保育園（分園）	60	7:00～18:00	18:00～19:00
				つばみ夢保育園（分園）	30	7:00～18:00	18:00～19:00
				まつばっくり保育園	120	7:00～18:00	18:00～19:00
				段上認定こども園きりん園	60	7:30～18:30	18:30～19:30
				西宮セリジェ保育園	90	7:00～18:00	18:00～19:00
				マザーシップ西宮北口保育園	90	7:00～18:00	18:00～19:00
				日野の森保育園	90	7:15～18:15	18:15～19:15

（3）第3号 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の内容	支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業	
	国が挙げている例	生活保護世帯に対する学用品、通園費など 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費など

国の子ども・子育て会議では、公定価格の議論と併せて検討することとされている。

(4) 第4号 多様な主体の参入促進事業

事業の内容	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
国の対応案	市町村が非常勤職員などによる支援チームを設け、新規施設などに対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業などの連携のあっせんなどを行う。 地域ニーズに即した保育などの事業拡大を進めるために、市町村の支援チームが小規模保育施設などを巡回支援する。 特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などにおいて、子どもの安全を確保するために本事業を活用する。

(5) 第5号 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

事業の内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るための事業
西宮市の現状	全小学校区で実施。 運営は指定管理者に委託。
	実績 平成25年5月1日現在の利用児童数：2,688人
提供区域	2区域

(6) 第6号 子育て短期支援事業

事業の内容	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他の施設に入所させ、必要な保護を行う事業																											
業務内容	短期入所生活援助事業（ショートステイ） 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。 夜間養護等事業（トワイライトステイ） 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった緊急の場合に児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる。																											
西宮市の現状	保護者や家族が病気や出産などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合、西宮市が指定している児童福祉施設で預かる。 <table border="1" data-bbox="411 1572 1382 1890"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>三光塾</td> <td>西宮市小松西町</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>神戸婦人同情会子どもの家</td> <td>尼崎市若王寺</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>善照学園</td> <td>西宮市山口町船坂</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>神戸真生塾</td> <td>神戸市中央区中山手通</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>明石乳児院</td> <td>明石市大久保町大窪</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>伊丹乳児院</td> <td>伊丹市北野</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>真生乳児院</td> <td>神戸市中央区中山手通</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>御影乳児院</td> <td>神戸市東灘区御影</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設名	所在地	児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町	児童養護施設	神戸婦人同情会子どもの家	尼崎市若王寺	児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂	児童養護施設	神戸真生塾	神戸市中央区中山手通	乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪	乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野	乳児院	真生乳児院	神戸市中央区中山手通	乳児院	御影乳児院	神戸市東灘区御影
施設種別	施設名	所在地																										
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町																										
児童養護施設	神戸婦人同情会子どもの家	尼崎市若王寺																										
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂																										
児童養護施設	神戸真生塾	神戸市中央区中山手通																										
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪																										
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野																										
乳児院	真生乳児院	神戸市中央区中山手通																										
乳児院	御影乳児院	神戸市東灘区御影																										
	実績 平成25年度年間利用人数：43人 平成25年度年間延べ日数：151日																											
提供区域	1区域																											

(7) 第 7 号 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業
西宮市の現状	<p>健やか赤ちゃん訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象：生後 2 ヶ月頃の赤ちゃんのいる全ての家庭 ・訪問者：地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問 <p>平成 2 2 年 3 月からは市内全域で実施</p>
	<p>実績</p> <p>平成 2 4 年度対象家庭数 : 4 , 4 5 5 件</p> <p>平成 2 4 年度訪問家庭数 : 3 , 9 4 4 件</p> <p>平成 2 4 年度未訪問家庭数 : 5 1 1 件 (拒否・留守など)</p>
提供区域	1 区域

(8) 第 8 号 養育支援訪問事業等

事業の内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるためのヘルパーや保育士などの派遣を行う事業
西宮市の現状	<p>育児支援家庭訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：養育支援が特に必要な家庭に対し、養育者の育児・家事などの負担を軽減し安定した児童の養育を行う ・対象：家事や育児の支援が必要であるにもかかわらず、親族などの支援が得られない家庭 ・家事援助：食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃、生活必需品の買物 ・育児援助：授乳、オムツ交換、沐浴介助 ・育児支援に関する技術的援助（保育士等派遣）
	<p>実績</p> <p>平成 2 5 年度ヘルパー派遣：4 2 件（延べ 5 6 9 回）</p> <p>平成 2 5 年度保育士等派遣：3 4 件（延べ 6 1 回）</p>
提供区域	1 区域

(9) 第 9 号 地域子育て支援拠点事業

<p>事業の内容</p>	<p>乳児又は幼児及びその保護者に対して相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</p>														
<p>西宮市の現状</p>	<p>ア ひろば型：週 3 日以上、1 日 5 時間以上開設。</p> <p>以下の ~ の事業を実施。 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て等に関する相談、援助の実施 地域の子育て関連情報の提供 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施</p> <p>イ センター型：週 5 日以上、1 日 5 時間以上開設。</p> <p>上記ひろば型 ~ の事業に加え、以下の事業を実施。 地域支援活動 ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助活動等の地域支援活動を実施すること。 イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。 市の事業全体にかかる取り組み ア) 市全体における事業の質の向上に寄与する取り組みを実施すること（例：情報共有やニーズの把握、人材育成のための研修、プログラム開発、アセスメント指標の調査・研究など）。 イ) 市内の子育て支援施設の地域遍在の解消及び量的拡充に係る事業展開について、市と検討を行い、必要に応じて事業実施に係る支援を行うこと。</p> <p>ウ 実施施設</p> <table border="1" data-bbox="347 1272 1152 1556"> <tr> <td>子育て総合センター</td> <td>センター型</td> </tr> <tr> <td>児童館・児童センター（9箇所）</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>武庫川女子大学「武庫川女子大学子育てひろば」</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>夙川学院短期大学「しゅくたん広場」</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>関西学院大学子どもセンター「さぼさぼ」</td> <td>センター型</td> </tr> <tr> <td>つぼみの子保育園「つぼみのひろば」</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」</td> <td>ひろば型</td> </tr> </table> <p>実績 平成 24 年度保護者を含む延べ利用人数：165,530人</p>	子育て総合センター	センター型	児童館・児童センター（9箇所）	ひろば型	武庫川女子大学「武庫川女子大学子育てひろば」	ひろば型	夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	ひろば型	関西学院大学子どもセンター「さぼさぼ」	センター型	つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	ひろば型	まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	ひろば型
子育て総合センター	センター型														
児童館・児童センター（9箇所）	ひろば型														
武庫川女子大学「武庫川女子大学子育てひろば」	ひろば型														
夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	ひろば型														
関西学院大学子どもセンター「さぼさぼ」	センター型														
つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	ひろば型														
まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	ひろば型														
<p>提供区域</p>	<p>2 区域</p>														

(10) 第10号 一時預かり事業

<p>事業の内容</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>																																																
<p>西宮市の現状</p>	<p>ア 保育所の一時的預かり (利用対象者) 生後6ヶ月以上から就学前までの乳幼児 (利用時間) 半日、一日または時間単位 (実施園)</p> <table border="1" data-bbox="427 517 1193 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>なぎさ保育園</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新甲東保育園</td> <td>8時～18時</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安井保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ひかり保育園</td> <td>9時～17時(土曜は9時～12時)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>みどり園保育所</td> <td>9時～18時</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>東山ぼぼ保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>夙川宝保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ゆめっこ保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ニコニコ桜保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>西宮夢保育園</td> <td>9時～16時</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>西北夢保育園</td> <td>9時～16時</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>武庫川女子大学附属保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>のぞみ保育園</td> <td>9時～16時</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>まつぼっくり保育園</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>西宮セリジェ保育園</td> <td>8時～18時</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 幼稚園預かり保育 通常の教育時間(4時間)の前後や土日・長期休業期間中などに保護者の要請などに応じて希望者を対象に行われる。 実施園については、次頁参照。</p> <p>実績 平成25年度延べ利用者数：13,841人 (4時間未満利用1,514人、4時間以上利用12,327人)</p>			時間	1	なぎさ保育園	8時～17時	2	新甲東保育園	8時～18時	3	安井保育園	9時～17時	4	ひかり保育園	9時～17時(土曜は9時～12時)	5	みどり園保育所	9時～18時	6	東山ぼぼ保育園	9時～17時	7	夙川宝保育園	9時～17時	8	ゆめっこ保育園	9時～17時	9	ニコニコ桜保育園	9時～17時	10	西宮夢保育園	9時～16時	11	西北夢保育園	9時～16時	12	武庫川女子大学附属保育園	9時～17時	13	のぞみ保育園	9時～16時	14	まつぼっくり保育園	9時～17時	15	西宮セリジェ保育園	8時～18時
		時間																																															
1	なぎさ保育園	8時～17時																																															
2	新甲東保育園	8時～18時																																															
3	安井保育園	9時～17時																																															
4	ひかり保育園	9時～17時(土曜は9時～12時)																																															
5	みどり園保育所	9時～18時																																															
6	東山ぼぼ保育園	9時～17時																																															
7	夙川宝保育園	9時～17時																																															
8	ゆめっこ保育園	9時～17時																																															
9	ニコニコ桜保育園	9時～17時																																															
10	西宮夢保育園	9時～16時																																															
11	西北夢保育園	9時～16時																																															
12	武庫川女子大学附属保育園	9時～17時																																															
13	のぞみ保育園	9時～16時																																															
14	まつぼっくり保育園	9時～17時																																															
15	西宮セリジェ保育園	8時～18時																																															
<p>提供区域</p>	<p>2区域</p>																																																

私立幼稚園の預かり保育（平成25年度）

	預かり保育	開始時間	保育時間	終了時間	定員/1回	専属教員	夏休みの預かり保育	夏休みの預かり保育時間	冬休みの預かり保育	春休みの預かり保育
1	仁川	8:30	9:00～14:00(11:45)	17:00	30		×	-	×	×
2	すずらん	×	8:45～14:00(11:45)	16:00	15		×	-	×	×
3	浜甲子園健康	8:00	8:45～14:00(11:30)	19:00	なし		×	-	×	×
4	甲子園二葉	8:00	8:45～14:00(11:45)	18:00	30			9:00～17:00		
5	上甲子園	7:00	9:20～14:00(12:00)	19:00	40			7:00～19:00		
6	こひつじ	×	9:00～14:00(11:30)	17:00	20		×	-	×	×
7	甲子園学院	7:45	8:50～14:30(11:30)	18:00	30			7:45～18:00		
8	甲子園口	8:00	9:00～14:00(12:00)	18:00	40			9:00～18:00		
9	仁川学院マリアの園	×	9:00～14:00(11:40)	17:00	なし			9:30～14:30		
10	みそら	8:00	8:45～14:00(12:00)	18:00	なし	×		9:30～14:30	×	×
11	神戸海星女子学院マリア	×	8:30～13:30(11:30)	17:30	なし			9:00～17:00	×	×
12	甲東	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	20		×	-	×	×
13	武庫川	×	9:00～14:00(11:50)	16:00	なし		×	-	×	×
14	松風	×	9:00～14:00(13:00)	18:00	なし			9:00～17:00		
15	安井	7:00	9:00～14:00(11:30)	19:00	なし			7:00～19:00		
16	花園	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	なし	×	×	-	×	×
17	光明	8:00	8:00～14:00(12:45)	18:00	なし			8:00～16:50		
18	甲子園東	×	8:40～14:00(11:30)	17:00	なし	×		9:00～14:00	×	×
19	くるみ	×	9:00～14:30(11:30)	17:00	なし	×		9:00～14:30	×	×
20	苦楽園口	×	9:00～14:00(11:45)	16:00	なし		×	-	×	×
21	香櫨園	×	9:00～14:00(11:30)	17:00	なし	×	×	-	×	×
22	つぼみ	8:00	9:00～14:00	19:00	なし	×		8:00～18:00		
23	西光	×	9:00～14:00	18:00	30			9:00～18:00		
24	一里山	×	8:30～14:00(11:30)	16:00	なし	×	×	-	×	×
25	関西学院聖和	×	8:30～13:30(11:50)	17:00	なし			8:30～17:00	×	
26	阪急	8:00	8:30～14:00(11:30)	18:00	35			8:00～18:00		
27	こばと	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	なし		×	-	×	×
28	西宮甲武	×	9:00～14:00	17:00	なし	×		9:00～17:00		
29	西宮公同	×	-	8:30～14:00(12:00)	-	-	-	-	-	-
30	段上	7:00	8:30～14:00(11:30)	20:00	35			7:00～20:00		
31	夙川学院短期大学付属	×	9:00～14:00	18:00	なし		×	-	×	×
32	甲陽	×	8:45～14:00(13:00)	16:00	なし		×	-	×	×
33	広田	7:30	9:00～15:00	19:00	なし	×		7:30～19:00		
34	和光	8:00	9:00～14:00(11:40)	17:00	なし		×	-	×	×
35	松秀	×	9:00～14:00(12:00)	16:30	なし		×	-	×	×
36	武庫川女子大学付属	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	25			9:00～17:00	×	
37	睦	7:00	9:00～14:30(11:30)	19:00	なし			7:00～19:00		
38	幸	7:00	9:00～14:00(13:00)	20:00	なし			7:00～20:00		
39	東山	7:00	9:00～14:00(11:30)	19:00	なし	×		7:00～19:00		
40	いるか	8:00	8:30～14:00(11:30)	18:00	60			8:00～18:00		
計	39	18				29	24		18	20

(1 1) 第 1 1 号 病児保育事業

<p>事業の内容</p>	<p>地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業</p>
<p>西宮市の現状</p>	<p>ア 対象児童 次のいずれにもあてはまる乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市に居住していること ・病気等で集団生活が困難で、病児・病後児保育ルームの利用を医師から許可されていること（医療機関の受診が必要） ・保護者の就労や病気、冠婚葬祭などの社会的理由で、家庭での保育が困難なこと <p>イ 利用時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金 8：00～18：00 ・土曜日 8：00～13：00（必要に応じて7日間まで継続利用可） ・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は利用不可 <p>ウ 病児保育ルーム（つぼみの子保育園病児保育ルーム） 急な病気やけがで、家庭や保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる事業 対象年齢：生後6か月以降から小学校3年生まで 利用定員：1日6人 利用条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院を必要としない病気やケガであること 病気の急変の可能性が高い場合や、感染性の強い疾患の場合は不可 ・風邪や下痢など、子どもが日常にかかる病気 ・水ぼうそう、風しんなどの感染症 ・ぜん息などの慢性疾患 ・骨折ややけどなどの外傷性疾患 <p>エ 病後児保育ルーム（明和病院内病児保育ルーム） 病気やけがの回復期で、家庭や保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる事業 対象年齢：生後57日以降から小学校3年生まで 利用定員：1日2人 利用条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気やけがの回復期であること 発熱（38以上）他の児童への感染の恐れのある場合は利用不可 ・風邪や下痢など、子どもが日常にかかる病気 ・水ぼうそう、風しんなどの感染症・ぜん息などの慢性疾患 ・骨折ややけどなどの外傷性疾患 上記の範囲であり、かつ、回復期にあることが利用条件 <p>実績</p> <p>平成25年度延べ利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つぼみの子保育園病児保育ルーム：624人 ・明和病院内病児保育ルーム：151人
<p>提供区域</p>	<p>1区域</p>

(12) 第12号 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の内容	地域の中で子どもを預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援を目指すもので、「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての手助けをしたい人(提供会員)」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行なう、会員制の組織で、市が相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
西宮市の現状	<p>事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(園) 幼稚園の送り迎え ・ 学校の放課後、または留守家庭児童育成センター終了後の預かり ・ 保育所の休みの日の預かり ・ 病児の預かり(利用には、別途登録が必要。) ・ 会員の用事の時の預かりなど育児支援のための預かり(例: 沐浴援助、通院付き添い) <p>会員</p> <p>(依頼会員)・子どもを預けたい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から小学6年生までの子どもをお持ちの方 ・ 西宮市内在住または在勤者 <p>(提供会員)・西宮市内在住で、自宅で子どもが預かれる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに関する資格または、子育て経験のある心身ともに健康な方 ・ センターの実施する「保育サポーター養成講座」を修了された方 <p>(両方会員) 提供会員と依頼会員のどちらも兼ねる方</p> <p>対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康児: 0歳~小学6年生 ・ 病児: 生後6ヶ月~小学6年生 <p>実績</p> <p>依頼会員登録数: 2,809人(平成26年3月31日時点)</p> <p>提供会員登録数: 750人(平成26年3月31日時点)</p> <p>両方会員登録数: 148人(平成26年3月31日時点)</p> <p>平成25年度活動回数: 12,661回</p>
提供区域	1区域

(13) 第13号 妊婦に対して健康診査を実施する事業

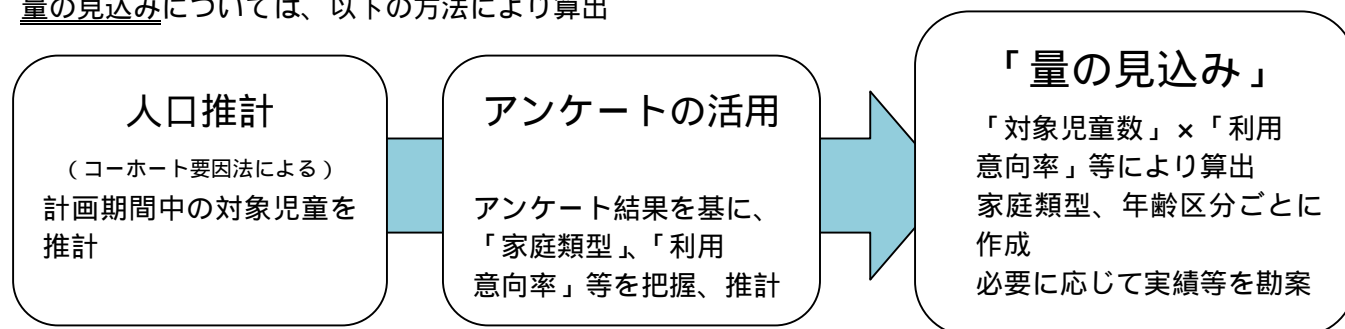
事業の内容	妊婦の健康管理の充実および経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業
西宮市の現状	<p>対象者: 西宮市に住民登録のある妊婦</p> <p>助成回数: 14回</p> <p>(1度の妊娠につき14回の助成。双子等の多胎は1度の妊娠として扱う。)</p> <p>対象期間: 西宮市民となった日から出産日までで、西宮市に住民登録のある期間</p> <p>実績</p> <p>平成25年度申請者数 : 5,196人</p> <p>参考: 母子健康手帳交付件数 : 4,940人</p> <p>平成25年度助成金総額 : 287,805,627円(見込み)</p> <p>平成25年度受診助成券利用総数: 55,983枚(見込み)</p>
提供区域	1区域

議事（3）教育・保育の量の見込み

1 量の見込みの算出について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成する。
その計画の中では、「教育・保育」、「地域の子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める。

量の見込みについては、以下の方法により算出



2 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められている。

対象事業		対象児童年齢
教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号認定	3～5歳
保育認定（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	2号認定	3～5歳
保育認定（認定こども園及び保育所）		
保育認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	3号認定	0歳、1・2歳
利用者支援事業		0～5歳、1～6年生
時間外保育事業		0～5歳
放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
子育て短期支援事業		0～18歳
地域子育て支援拠点事業		0～2歳
一時預かり事業 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 その他		3～5歳 0～5歳
病児保育事業		0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳、1～3年生、4～6年生
妊婦健康診査		ニーズ調査によらず、量の見込みを算出
乳児全戸訪問事業・養育支援訪問事業		

3 本市における就学前児童の将来人口推計

計画期間中の就学前児童数の推計結果は以下のとおり。

就学前児童数については、平成 18 年の 29,737 人をピークに減少しており、子ども・子育て支援事業計画の初年度となる平成 27 年では、26,359 人、計画の最終年度である平成 31 年には 23,517 人の推計となっている。

<全市> 各年 4 月 1 日現在

(単位：人)

年度 年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳	4,483	3,975	3,880	3,794	3,713	3,647
1 歳	4,480	4,178	4,063	3,961	3,871	3,784
2 歳	4,553	4,451	4,187	4,067	3,963	3,875
3 歳	4,666	4,538	4,455	4,187	4,066	3,965
4 歳	4,534	4,666	4,536	4,453	4,181	4,067
5 歳	4,835	4,551	4,667	4,535	4,454	4,179
合計	27,551	26,359	25,788	24,997	24,248	23,517
前年差	514	1,192	571	791	749	731

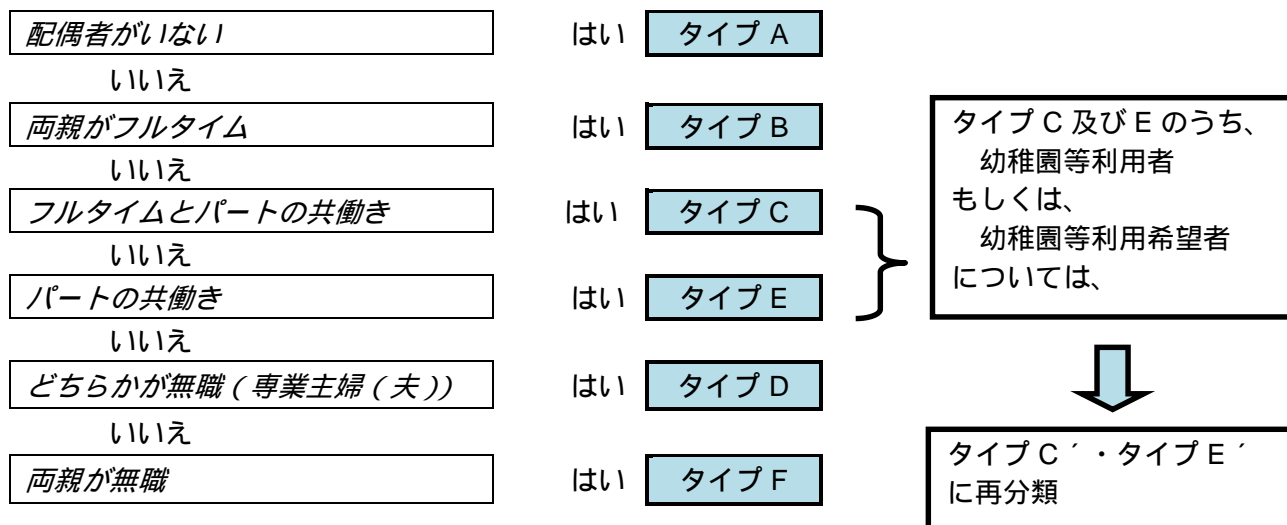
4 アンケート調査結果の活用

ステップ 1...保護者の就労状況や就労希望を考慮した家庭類型を求める。

ステップ 2...アンケート結果をもとに、各施設・事業の利用希望について家庭類型ごとに計算し、それぞれの利用意向率や利用希望日数を計算する。

ステップ 3...算出した利用意向率や利用希望日数と就学前児童数を掛け合わせ、量の見込みを算出する。

【家庭類型の仕分け作業イメージ】



また、母親がパートタイム就労からフルタイム就労への転身希望(タイプ C タイプ B)がある場合や、専業主婦からパートタイムやフルタイム就労への転身希望(タイプ D タイプ C または B)がある場合などは、潜在的な需要として捉え、家庭類型を転身後の状況としてアンケート結果に反映する。

【クロス集計によるタイプBからタイプF】

母親		父親			現在就労状況	
1.フルタイム 2.フルタイム(産休・育休・介護休)		3.パートタイム 4.パートタイム(産休・育休・介護休)			5.現在は、就労していない 6.これまで就労したことがない	
		120時間以上	64時間以上～120時間未満	64時間未満		
1.フルタイム 2.フルタイム(産休・育休・介護休)		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
3.パートタイム 4.パートタイム(産休・育休・介護休)	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	64時間以上～120時間未満	タイプC'				
	64時間未満					
5.現在は、就労していない 6.これまで就労したことがない		タイプD			タイプF	

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望(2号、3号)

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望(1号)

ひとり親家庭は、就労の有無に関わらず、タイプAとなる

【家庭類型と認定区分】

父母の有無や就労状況	家庭類型	構成比 (100%)	認定区分
ひとり親家庭	A	4.7%	2号、3号
フルタイム × フルタイム	B	25.3%	2号、3号
フルタイム × パートタイム (月120時間以上+月64時間～120時間未満)	C	11.6%	2号、3号
フルタイム × パートタイム (月64時間未満+月64時間～120時間未満)	C'	12.1%	1号
専業主婦(夫)	D	45.8%	1号
パートタイム × パートタイム 双方が月120時間以上または月64時間～120時間未満の一部	E	0.1%	2号、3号
パートタイム × パートタイム いずれかが64時間未満または月64時間～120時間未満の一部	E'	0.1%	1号
無業 × 無業	F	0.3%	1号

2号認定のうち、アンケート調査結果から「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される」家庭は、認定こども園、幼稚園の利用を想定

CとEについては、幼稚園等の利用者もしくは利用希望者をC'、E'に再分類する。

【1号認定(3～5歳)】

算出方法

対象年齢：3～5歳児

家庭類型：タイプC'、D、E'、F

量の見込み：家庭類型別児童数(人) × 利用意向率(割合)

(アンケートイメージ)

問10 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※右欄に各施設の説明を掲載しています。

事業名 番号に○を	内容・利用時間等
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	教育機関で、満3歳以上。保育内容については国の「幼稚園教育要領」に基づきます。1日4時間を標準とし、年間39週以上。市内には私立40園、市立21園あります。保育料は、私立は各園の設定で17,000円～30,000円/月、市立は9,600円/月。ほかに入園料等が必要です。
2. 幼稚園の預かり保育 (定期的な利用のみ)	教育時間終了後、希望する園児を預かります。市内の私立幼稚園で実施。市立は未実施。最長20:00までで、長期休暇中や土曜日にも行っている園もあります。利用料は、各園で設定。
3. 認可保育所	保護者の就労・病気等で昼間、家庭で保育できない乳幼児を保育します。7:00～19:00。市内に65ヶ所。入所要件は、就労の場合、1日4時間以上かつ週4日以上、または週19時間以上の勤務。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～98,800円/月。
4. 認定こども園	保護者の就労の有無などに関わらず、利用可能な施設です。就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する施設です。また子育て支援機能が必置です。保育料は、各園で設定ですが、0～2歳は認可保育所と同じです。
5. 小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの。多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供する事業。入所要件は、認可保育所と一緒に。現在、西宮市内には該当する施設はありません。
6. 保育ルーム・家庭保育所	自宅等を開放し、家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育できない乳幼児を保育する施設です。入所要件は、認可保育所と一緒に。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～49,400円/月。
7. 事業所内保育施設	企業が運営する、主に従業員の子どもを預かり、保育する施設。特に病院や女性労働者を多く雇用している企業に設置されています。
8. 認可外保育施設	公的助成のない独自で運営する保育施設で、「認可保育所」以外のもの。国の定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設とそれ以外の施設があります。託児所、保育園、保育室、ベビールーム、プリスクールやインターナショナルスクールなどの施設名称で呼ばれています。利用料は、各施設で設定。
9. 居宅訪問型保育	保育者が子どもの家庭で保育する事業で、ベビーシッターなどが該当します。民間の団体等がありますが、西宮市が行っている事業はありません。
10. ファミリー・サポート・センター	「子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)」が会員となって、お互い助け合いながら、育児の援助活動を行う組織です。健常児が0歳～、病児が生後6ヶ月～。小学校6年生まで。利用料は、400円/30分～600円/30分。
11. その他 ()	

定期的に利用したいと考えている施設のうち、「幼稚園」もしくは、「認定こども園」を選択した人を対象とする。

【2号認定（3～5歳）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

算出方法

対象年齢：3～5歳児

家庭類型：タイプA、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向率（割合）

（アンケートイメージ）

問9 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの教育・保育の事業を定期的に利用されていますか。
当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 利用している	2. 利用していない ⇒ 問9-5へ
-----------	--------------------

問9で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

問9-1 宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園 （通常の就園時間の利用）	2. 幼稚園の預かり保育 （通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所 （国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）	4. 認定こども園 （幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 保育ルーム・家庭保育所 （保育者の家庭等で少人数の子どもを保育する事業）	6. 事業所内保育施設 （企業が主に従業員用に運営する施設）
7. 認可外保育施設 （公的助成のない独自で運営する保育施設で、「認可保育所」以外のもの）	8. 居宅訪問型保育 （保育者が子どもの家庭で保育する事業。ベビシッター等）
9. ファミリー・サポート・センター （地域住民が子どもを預かる事業）	10. その他（ ）

現在、定期的に利用している施設として、「幼稚園」を選択した人を対象とする。

【2号認定（3～5歳）のうち、認定こども園及び保育所】

算出方法

対象年齢：3～5歳児

家庭類型：タイプA、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向率（割合）

（アンケートイメージ）

問10 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※右欄に各施設の説明を掲載しています。

事業名 番号に○を	内容・利用時間等
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	教育機関で、満3歳以上。保育内容については国の「幼稚園教育要領」に基づきます。1日4時間を標準とし、年間39週以上。市内には私立40園、市立21園あります。保育料は、私立は各園の設定で17,000円～30,000円/月、市立は9,600円/月。ほかに入園料等が必要です。
2. 幼稚園の預かり保育 (定期的な利用のみ)	教育時間終了後、希望する園児を預かります。市内の私立幼稚園で実施。市立は未実施。最長20:00までで、長期休暇中や土曜日にも行っている園もあります。利用料は、各園で設定。
3. 認可保育所	保護者の就労・病気等で昼間00～19:00。市内に65ヶ所、週4日以上、または週19:00～19:00。年齢などにより0円～98,800円/月。
4. 認定こども園	保護者の就労の有無などに関し、教育・保育を一体的に提供する施設。保育料は、各園で設定ですが、
5. 小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合し、人のもの。多様なスペースを有する施設。入所要件は、認可保育所と一緒に。現在、西宮市内には該当する施設はありません。
6. 保育ルーム・家庭保育所	自宅等を開放し、家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育できない乳幼児を保育する施設です。入所要件は、認可保育所と一緒に。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～49,400円/月。
7. 事業所内保育施設	企業が運営する、主に従業員の子どもを預かり、保育する施設。特に病院や女性労働者を多く雇用している企業に設置されています。
8. 認可外保育施設	公的助成のない独自で運営する保育施設で、「認可保育所」以外のもの。国の定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設とそれ以外の施設があります。託児所、保育園、保育室、ベビールーム、プリスクールやインターナショナルスクールなどの施設名称で呼ばれています。利用料は、各施設で設定。
9. 居宅訪問型保育	保育者が子どもの家庭で保育する事業で、ベビーシッターなどが該当します。民間の団体等がありますが、西宮市が行っている事業はありません。
10. ファミリー・サポート・センター	「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、お互い助け合いながら、育児の援助活動を行う組織です。健常児が0歳～、病児が生後6ヶ月～。小学校6年生まで。利用料は、400円/30分～600円/30分。
11. その他 ()	

定期的に利用したいと考えている施設として、「1. 幼稚園」～「9. 居宅訪問型保育」を選択した割合から2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）の割合を控除した割合を対象とする。

【3号認定（0～2歳）】

算出方法

対象年齢：0～2歳児

家庭類型：タイプA、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向率（割合）

（アンケートイメージ）

問10 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※右欄に各施設の説明を掲載しています。

事業名 番号に○を	内容・利用時間等
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	教育機関で、満3歳以上。保育内容については国の「幼稚園教育要領」に基づきます。1日4時間を標準とし、年間39週以上。市内には私立40園、市立21園あります。保育料は、私立は各園の設定で17,000円～30,000円/月、市立は9,600円/月。ほかに入園料等が必要です。
2. 幼稚園の預かり保育 (定期的な利用のみ)	教育時間終了後、希望する園児を預かります。市内の私立幼稚園で実施。市立は未実施。最長20:00までで、長期休暇中や土曜日にも行っている園もあります。利用料は、各園で設定。
3. 認可保育所	保護者の就労・病気等で昼間、家庭で保育できない乳幼児を保育します。7:00～19:00。市内に65ヶ所。入所要件は、就労の場合、1日4時間以上かつ週4日以上、または週19時間以上の勤務。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～98,800円/月。
4. 認定こども園	保護者の就労の有無などに関わらず、利用可能な施設です。就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する施設です。市内に10ヶ所あります。保育料は、各園で設定ですが、0～
5. 小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合した法人のもの。多様なスペースを活用。入所要件は、認可保育所と一緒にしません。
6. 保育ルーム・家庭保育所	自宅等を開放し、家庭的な雰囲気の中で、保育士が保育士として保育する施設です。入所要件は、認可保育所と一緒にです。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～49,400円/月。
7. 事業所内保育施設	企業が運営する、主に従業員の子どもを預かり、保育する施設。特に病院や女性労働者を多く雇用している企業に設置されています。
8. 認可外保育施設	公的助成のない独自で運営する保育施設で、「認可保育所」以外のもの。国の定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設とそれ以外の施設があります。託児所、保育園、保育室、ベビールーム、プリスクールやインターナショナルスクールなどの施設名称で呼ばれています。利用料は、各施設で設定。
9. 居宅訪問型保育	保育者が子どもの家庭で保育する事業で、ベビーシッターなどが該当します。民間の団体等がありますが、西宮市が行っている事業はありません。
10. ファミリー・サポート・センター	「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、お互い助け合いながら、育児の援助活動を行う組織です。健常児が0歳～、病児が生後6ヶ月～。小学校6年生まで。利用料は、400円/30分～600円/30分。
11. その他 ()	

定期的に利用したいと考えている施設として、「3. 認可保育所」～「9. 居宅訪問型保育」を選択した割合を対象とする。

5 量の見込み（暫定値）

国の手引きに基づき算出

（単位：人）

		ニーズ割合	量の見込み					H26 本市の 認可定員	H31 との差
			H27	H28	H29	H30	H31		
幼稚園利用	1号	56.7%	7,806	7,748	7,461	7,178	6,905	11,667	3,277
	2号	12.0%	1,657	1,647	1,597	1,543	1,485		
	合計	68.7%	9,463	9,395	9,058	8,721	8,390		
保育所等利用	3号(0歳)	40.9%	1,627	1,588	1,553	1,520	1,493	467	1,026
	3号 (1、2歳)	36.4%	3,137	2,996	2,916	2,846	2,782	2,237	545
	2号	28.3%	3,892	3,866	3,732	3,607	3,462	3,370	92
	合計	—	8,656	8,450	8,201	7,973	7,737	6,074	1,663

本市の H26 認可定員については、保育所、家庭保育所、保育ルーム、小規模保育の定員。
 国の手引きに基づき「量の見込み」を算出した結果、特に 0 歳児の量の見込みが高く反映されている。
 しかしながら、アンケートは、当該年齢に限定した内容だけでなく、将来的な利用ニーズも含んでいるため、0 歳児の「量の見込み」については、一定の補正が必要と考えられる。

（参考 1）実績（幼稚園）

（単位：人）

	0 歳児	満 3 歳児	3 ~ 5 歳児	合計
認可定員 (H26)	—		11,667	11,667
入所児童数 (H25)	—	21	9,214	9,235

（参考 2）実績（保育所、保育ルーム等）

（単位：人）

入所児童数 (H26)	0 歳児	1、2 歳児	3 ~ 5 歳児	合計
認可保育所	459	2,207	3,443	6,109
家庭保育所・保育ルーム・小規模	8	223	23	254
合計	467	2,430	3,466	6,363

本市の考え方

ニーズ割合は、当該年齢に限定したニーズではなく、将来的な利用ニーズも含むため、特に0歳児のニーズ割合が40.9%と、平成25年度実績（10.7%）と比較して高い割合となっている。

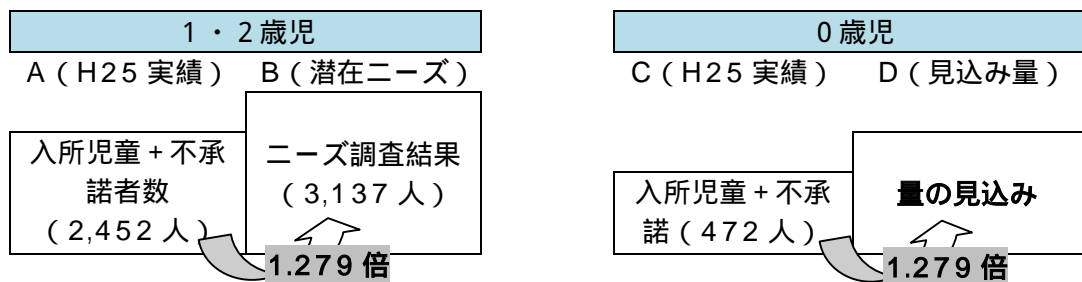
そのため、0歳児のニーズについては、以下のとおり算出する。

（算出方法）

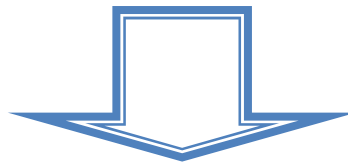
計画最終年度（平成31年度）に向けて、潜在的な需要が一定顕在化するものと仮定する。

平成31年度の量の見込みに対して、平成27年度から平成31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう算出する。

0歳児の量の見込みを算出するにあたって、1・2歳児の現在の保育需要（A=H25.4実績）と、国の手引きに基づく量の見込み（B=ニーズ調査結果）との比率（B/A）を算出し、その比率を0歳児の保育需要（H25.4実績）に乗じて、0歳の量の見込みを算出する。



$$\text{H31の量の見込み} = \left[\frac{\text{B (3,137人)}}{\text{A (2,452人)}} \right] \times \text{C (472人)} = 603人$$



（単位：人）

	ニーズ割合	量の見込み					H26 本市の 認可定員	H31との差	
		H27	H28	H29	H30	H31			
幼稚園利用	1号	56.7%	7,806	7,748	7,461	7,178	11,667	3,277	
	2号	12.0%	1,657	1,647	1,597	1,543			1,485
	合計	68.7%	9,463	9,395	9,058	8,721	8,390	11,667	3,277
保育所等利用	3号(0歳)	40.9%	495	522	549	576	603	467	136
	3号(1、2歳)	36.4%	2,346	2,455	2,564	2,673	2,782	2,237	545
	2号	28.3%	3,389	3,408	3,426	3,444	3,462	3,370	92
	合計	—	6,228	6,385	6,539	6,693	6,847	6,074	773

議事（４）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

1 提供区域の設定

事業名	本市の実施事業	提供区域（案）
利用者支援事業	こども支援案内窓口	1 区域
時間外保育事業	延長保育事業	2 区域 （教育・保育と同じ）
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター	2 区域 （教育・保育と同じ）
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ	1 区域
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業	1 区域
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童対策地域協議会 育児支援家庭訪問事業	1 区域
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	2 区域 （教育・保育と同じ）
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育 保育所の一時的預かり にしのみやしファミリー・サポート・センター	2 区域 （教育・保育と同じ）
病児保育事業	病児・病後児保育 にしのみやしファミリー・サポート・センター （病児・緊急時対応型）	1 区域
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター （就学児）	1 区域
妊婦健康診査	妊婦健康診査	1 区域

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

利用者支援事業

算出方法

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出する。

(単位:か所)

量の見込み	H27	H28	H29	H30	H31
	-	-	-	-	-

利用者支援事業の「量の見込み」については、次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定です。

時間外保育事業（保育所の延長保育事業）

算出方法

対象年齢：0～5歳児

家庭類型：タイプA、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向率（割合）

アンケート調査 問 10（定期的に利用したい事業）で認可保育所や保育ルームなどの保育施設を選択した人のうち、問 10-1（利用希望時間）で利用終了希望時間が 18 時 01 分以降と回答があった人を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1. フルタイム	3. パートタイム 4. パートタイム（産休・育休・介護休）			5. 現在は、就労していない
父親		2. フルタイム（産休・育休・介護休）	120時間以上	64時間以上～120時間未満	64時間未満	6. これまで就労したことがない
1. フルタイム		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
2. フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	64時間以上～120時間未満	タイプC'				
	64時間未満	タイプC'				
5. 現在は、就労していない		タイプD			タイプF	
6. これまで就労したことがない		タイプD			タイプF	

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問 10 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※右欄に各施設の説明を掲載しています。

事業名 番号に○を	内容・利用時間等
1. 幼稚園 (通常の就業時間の利用)	教育機関で、満3歳以上。保育内容については国の「幼稚園教育要領」に基づきます。1日4時間を標準とし、年間39週以上。市内には私立40園、市立21園あります。保育料は、私立は各園の定率で17,000円～30,000円/月、市立は9,600円/月。ほかに入園料等が必要です。
2. 幼稚園の預かり保育 (定期的な利用のみ)	教育時間終了後、希望する園児を預かります。市内の私立幼稚園で実施。市立は未実施。最長20:00までで、長期休暇中や土曜日にも行っている園もあります。利用料は、各園で決定。
3. 認可保育所	保護者の就労・病児等で困難、家庭で保育できない乳幼児を保育します。7:00～19:00。市内に65ヶ所。入所要件は、就労の場合、1日4時間以上かつ週4日以上、または週19時間以上の勤務。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～98,800円/月。
4. 認定こども園	保護者の就労の有無などに関わらず、利用可能な施設です。就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する施設です。また子育て支援機能が必要で、保育料は、各園で設定ですが、0～2歳は認可保育所と同じです。
5. 小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの。多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供する事業。入所要件は、認可保育所と一緒です。現在、西宮市内には該当する施設はありません。
6. 保育ルーム・家庭保育所	自宅等を開放し、家庭的な雰囲気の中で、置かれた環境で保育できない乳幼児を保育する施設です。入所要件は、認可保育所と一緒です。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより0円～49,400円/月。
7. 事業所内保育施設	企業が運営する、主に従業員の子どもの預かり、保育する施設。特に病児や女性労働者を多く雇用している企業に設置されています。
8. 認可外保育施設	公的助成のない独自で運営する保育施設で、「認可保育所」以外のもの。国の定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設とそれ以外の施設があります。託児所、保育園、保育室、ベビールーム、プリスクールやインターナショナルスクールなどの施設名称で呼ばれています。利用料は、各施設で決定。
9. 居宅訪問型保育	保育者が子どもの家庭で保育する事業で、ベビーシッターなどが該当します。民間の団体等がありますが、西宮市が行っている事業はありません。
10. ファミリー・サポート・センター	「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、お互い助け合いながら、育児の機動的活動を行う組織です。運営費が0歳～、育児が生後6ヶ月～、小学校6年生まで。利用料は、400円/30分～600円/30分。
11. その他 ()	

問 10-1 平日に定期的に利用したい教育・保育の事業について、どのくらい利用を希望しますか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、()内に具体的な数字でご記入ください。時間は、必ず(例)9時～18時のように24時間制でご記入ください。

問10で○をつけた番号	利用時間
1週当たり()日 1日当たり()時間	()時～()時
1週当たり()日 1日当たり()時間	()時～()時
1週当たり()日 1日当たり()時間	()時～()時
1週当たり()日 1日当たり()時間	()時～()時

利用希望終了時間を
18時01分以降と回答
した人を対象とする

国の手引きに基づき算出

(単位：人)

	H26 (定員数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,040	2,445	2,398	2,327	2,258	2,189

本市の考え方

時間外保育は、保育との関係が強いことから、教育・保育の量の見込みの考え方と同様に、計画最終年度（平成31年度）に向けて、潜在的な需要が一定顕在化するものと仮定する。

平成31年度の量の見込みに対して、平成27年度から平成31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう算出する。

(単位：人)

	H26 (定員数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,040	2,070	2,100	2,130	2,160	2,189

定員数は、認可保育所の延長保育時の定員。

小規模保育施設や一部の保育ルームで延長保育を実施しているが、利用人数が少数であるため、定員には含まず。

(参考) 利用実績数

	H24	H25
実施箇所数	62 箇所	65 箇所
定員数	1,687 人	1,905 人
実利用人数	1,661 人	1,885 人

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

算出方法

対象年齢：5歳児

家庭類型：タイプA、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向率（割合）

アンケート調査 問21（放課後の過ごさせたい場所）で「留守家庭児童育成センター（学童保育）」を選択した人を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1. フルタイム		3. パートタイム		4. パートタイム（産休・育休・介護休）		5. 現在は、就労していない	
父親		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		120時間以上		64時間以上～120時間未満		64時間未満	
1. フルタイム		タイプB		タイプC		タイプC'		タイプD	
2. フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプC		タイプE		タイプE'			
3. パートタイム		タイプC'		タイプE'					
4. パートタイム（産休・育休・介護休）									
5. 現在は、就労していない				タイプD				タイプF	
6. これまで就労したことがない									

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問21 宛名のおさんが、1～3年生、4～6年生になったとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。4～6年生については、何年生まで利用したいかを、[]内に数字でご記入ください。また、「留守家庭児童育成センター（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も[]内に数字でご記入ください。時間は、必ず24時間制でご記入ください。

※だいたい先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

過ごす場所	1～3年生	4～6年生
1. 自宅	週[]日くらい	週[]日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週[]日くらい	週[]日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週[]日くらい	週[]日くらい
4. 児童館	週[]日くらい	[]年生まで 週[]日くらい
5. 学校	週[]日くらい	週[]日くらい
6. 放課後子ども教室	週[]日くらい	[]年生まで 週[]日くらい
7. 留守家庭児童育成センター（学童保育）	週[]日くらい 下校時～()時まで	[]年生まで 週[]日くらい 下校時～()時まで
8. ファミリー・サポート・センター	週[]日くらい	週[]日くらい
9. その他 (公民館、公園、放課後等デイサービスなど)	週[]日くらい	週[]日くらい

留守家庭育成センターを選択した人を対象とする。

国の手引きに基づき算出

(単位：人)

	H26 (定員)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
低学年	3,040	4,252	4,178	4,142	4,050	4,022
高学年	0	1,864	1,863	1,846	1,877	1,844
合計	3,040	6,116	6,041	5,988	5,927	5,866

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）については、国の手引きに基づき「量の見込み」を算出した結果、現在の定員数と比較して高い割合となっています。

現在、就学児を対象としたアンケート調査の結果に基づく量の見込みを算出中であるため、その結果を踏まえ、本市の考え方については、次回以降の子ども・子育て会議でお示しする予定です。

子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ）

算出方法

対象年齢：0～5歳児

家庭類型：全ての家庭類型

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向

アンケート調査 問 20（子どもを泊りがけで家族以外にみてもらうことがあった）で、対処方法を「子育て家庭ショートステイを利用した」もしくは「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した人を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1. フルタイム		3. パートタイム 4. パートタイム（産休・育休・介護休）		5. 現在は、就労していない	
		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		120時間以上	64時間以上～120時間未満	64時間未満	
父親		1. フルタイム		タイプB		タイプC	
		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプC		タイプC'	
3. パートタイム 4. パートタイム （産休・育休・介護休）	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	64時間以上～120時間未満	タイプC'		タイプE'			
	64時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は、就労していない		タイプD				タイプF	
6. これまで就労したことがない		タイプD				タイプF	

= 認定子ども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）
 = 認定子ども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問 20 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください。

1. あった	1年間の対処方法		日数
	ア.	（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	[]泊
イ.	子育て家庭ショートステイを利用した （児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	[]泊	
ウ.	イ. 以外の保育事業（認可外保育施設、ハッピーシッター等）を利用した	[]泊	
エ.	仕方なく子どもを同行させた	[]泊	
オ.	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	[]泊	
カ.	その他（ ）	[]泊	
2. なかった			

「ショートステイ」もしくは、「子どもだけで留守番をさせた」に回答した人を対象とする。

国の手引きに基づき算出

(年間の延べ利用日数)

実績(H25) 年間延べ利用日数	量の見込み				
	H27	H28	H29	H30	H31
151	21	21	21	21	21

本市の考え方

本設問に該当する回答数が1件であったことから、量の見込みとして活用することは困難であると考え、実績を基に今後の量の見込みを算出する。

家庭児童相談から利用につながるケースが多いことなどから、相談件数の過去の実績(参考2)を基に増減率平均を算出し、ショートステイの利用実績を乗じて、量の見込みとして考える。

(年間の延べ利用日数)

実績(H25) 延べ利用者数	量の見込み				
	H27	H28	H29	H30	H31
151人	157人	160人	163人	166人	170人

(参考1)ショートステイの延べ利用者数

(年間の延べ利用日数)

	H21	H22	H23	H24	H25
年間延べ利用日数	152人	145人	211人	142人	151人

(参考2)家庭児童相談の相談件数

(年間の延べ相談回数)

	H22	H23	H24	H25
年間延べ相談回数	1,440件	1,490件	1,444件	1,527件

乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）、養育支援（育児支援家庭）訪問事業

算出方法

出生数等を勘案して計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定

要支援児童及び特定妊婦の数等を勘案して計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定

本市の考え方

健やか赤ちゃん訪問事業は、生後2か月ごろの乳児がいる全ての家庭を対象に事業を行っていることから、量の見込みについては、出生数（推計）×面談率とする。

出生数は、過去の出生数（参考1）を基に増減率平均（-1.86%）を算出し、平成27年以降の出生数を推計する。（参考2）。

面談率については、平成30年度には100%になるように設定する。

養育支援家庭訪問事業は、必要に応じて実施しており、過去の実績（参考4）がおおよそ横ばいであることから、過去5か年の最大値を量の見込みとして設定する。

（単位：世帯）

	H24 （実績）	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
健やか赤ちゃん訪問事業	4,455	3,992	3,993	3,996	3,997	3,923
育児支援家庭訪問事業	49	54	54	54	54	54
合計	4,504	4,046	4,047	4,050	4,051	3,977

（参考1）過去の出生数

（単位：人）

	H20	H21	H22	H23	H24
出生数	4,827	4,652	4,653	4,498	4,475

（参考2）出生数（推計）

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31
出生数（推計）	4,229	4,150	4,073	3,997	3,923

（参考3）健やか赤ちゃん訪問事業の実績（平成19年からモデル実施し、平成22年3月から全市展開）

	H22	H23	H24
対象件数	4,646 世帯	4,527 世帯	4,455 世帯
訪問件数	4,118 世帯	3,976 世帯	3,944 世帯
面談率（ / ）	88%	88%	89%

(参考4) 育児支援家庭訪問事業の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
利用世帯数	54 世帯	42 世帯	52 世帯	49 世帯	42 世帯
利用回数	延べ 747 回	延べ 503 回	延べ 600 回	延べ 628 回	延べ 569 回

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

算出方法

対象年齢：0～2歳児

家庭類型：全ての家庭類型

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向

アンケート調査 問 12（子育てひろばの利用状況及び利用意向）等で、「現在、利用している」を選択した人もしくは、「今後利用したい」を選択した人を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1.フルタイム		3.パートタイム 4.パートタイム（産休・育休・介護休）		5.現在は、就労していない	
父親		2.フルタイム（産休・育休・介護休）		120時間以上	64時間以上～120時間未満	6.これまで就労したことがない	
1.フルタイム		タイプB		タイプC		タイプC'	
2.フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプC		タイプE		タイプD	
3.パートタイム 4.パートタイム （産休・育休・介護休）	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	64時間以上 120時間未満	タイプC'		タイプE'		タイプD	
	64時間未満	タイプC'		タイプE'		タイプD	
5.現在は、就労していない		タイプD				タイプF	
6.これまで就労したことがない		タイプD				タイプF	

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問 12 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。地域子育て支援拠点事業は、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、市内 15ヶ所の「子育てひろば」で行っています。「子育てひろば」でよく利用されている施設の番号とおおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

施設番号	利用回数(頻度)
1	1週当たり（ ）回 程度 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回 程度
2	1週当たり（ ）回 程度 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回 程度
3	1週当たり（ ）回 程度 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回 程度
4	1週当たり（ ）回 程度 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回 程度

1. 親子サロン（子育て総合センター）	2. 武庫川女子大学子育てひろば（武庫川女子大学）	
3. しゅくたん広場（原川学院短期大学）	4. さぼさぼ（関西学院子どもセンター）	
5. つぼみのひろば（つぼみの子保育園）	6. ほおすき子育てひろば（まつぼっくり保育園）	
7. むつみ児童館	8. 浜脇児童館	9. 津門児童館
10. 鳴尾児童館	11. 大社児童センター	12. 高須児童センター
13. 段上児童館	14. 塩瀬児童センター	15. 山口児童センター

「子育てひろばを利用している」もしくは、「今後利用したい」と回答した人の割合と利用頻度を対象とする。

問 12-1 問 12のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号1つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。また、利用したい施設の番号をすべて（ ）内に数字でご記入ください。

1. 利用していないが今後利用したい → 1週当たり（ ）回 程度 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回 程度 それは、どの施設ですか。問 12の1～15の中から利用したい施設の番号をご記入ください。 （ ）
2. すでに利用しているが利用日数を増やしたい → 1週当たり 更に（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり 更に（ ）回 程度 それは、どの施設ですか。問 12の1～15の中から利用したい施設の番号をご記入ください。 （ ）
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

国の手引きに基づき算出

(1月あたりの延べ利用人数)

H25 (ひと月あたりの 延べ受入可能人数)	量の見込み				
	H27	H28	H29	H30	H31
12,920 人	40,036 人	38,832 人	37,876 人	36,997 人	36,218 人

本市の考え方

国の手引きに基づく量の見込みについては、実績(月平均延べ利用者数:7,415 人日)と比較して、高い割合となっており、また0歳から2歳の全ての家庭類型を対象としているが、家庭類型 A、B、C、E については、3号認定を受け、保育所や認定こども園などにより、平日の定期的な教育・保育事業を利用することが想定される。

このことから、地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、以下のとおり算出する。

(算出方法)

計画最終年度(平成31年度)に向けて、潜在的な需要が一定顕在化するものと仮定する。

平成31年度の量の見込みに対して、平成27年度から平成31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう算出する。

保育所や認定こども園などにより、平日の定期的な教育・保育事業を利用することが想定される3号認定を受ける世帯(家庭類型 A、B、C、E 世帯)を除いて量の見込みを算出する。

(1月あたりの延べ利用人数)

量の見込み				
H27	H28	H29	H30	H31
18,987 人	18,282 人	17,819 人	17,399 人	17,023 人



H26 (ひと月あたりの 延べ受入可能人数)	量の見込み				
	H27	H28	H29	H30	H31
12,920 人	13,741 人	14,562 人	15,383 人	16,203 人	17,023 人

(参考1) 子育てひろばの利用実績

	H20	H21	H22	H23	H24
実施箇所数	3 箇所	9 箇所	13 箇所	14 箇所	14 箇所
ひと月あたりの 延べ受入可能人数	3,400 人	8,600 人	11,880 人	12,120 人	12,120 人
月平均延べ利用人数	2,874	3,260	5,223 人	6,297 人	7,415 人

(参考2)

子育て地域サロンの平成24年度実績・・・ 12,995 人
 移動児童館 の平成24年度実績・・・ 3,511 人

- 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

算出方法

対象年齢：3～5歳児

家庭類型：1号認定となる家庭類型（C'、D、E'、F）・2号認定となる家庭類型（A、B、C、E）

量の見込み：家庭類型別児童数（人）× 利用意向

アンケート調査で幼稚園、認定こども園を利用しているもしくは、利用したいと選択した人を対象に、一時預かりの利用希望割合などより量の見込みを算出する。

【1号認定による利用（家庭類型）】

母親		1.フルタイム	3.パートタイム4.パートタイム（産休・育休・介護休）			5.現在は、就労していない
父親		2.フルタイム（産休・育休・介護休）	120時間以上	64時間以上～120時間未満	64時間未満	6.これまで就労したことがない
1.フルタイム 2.フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
3.パートタイム 4.パートタイム（産休・育休・介護休）		120時間以上 タイプC	64時間以上～120時間未満 タイプE	64時間未満 タイプE'		
		タイプC'	タイプE'			
5.現在は、就労していない 6.これまで就労したことがない		タイプD				

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問18 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、保護者の定期的就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまるものに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も[]内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数（年間）	
1. 認可保育所の一時預かり （私用など理由を問わずに保育所で一時的に子どもを保育する事業）	[]日
2. 認可外保育施設の一時的預かり	[]日
3. 幼稚園の預かり保育 （通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	[]日
4. ファミリー・サポート・センター （地域住民が子どもを預かる事業）	[]日
5. ベビーシッター（居宅訪問型保育）	[]日
6. その他（ ）	[]日
7. 利用していない	

1号認定のうち、認可保育所の一時預かり、幼稚園の預かり保育を選択した人を対象する。

問19 宛名のお子さんについて、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を枠内に数字でご記入ください）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい		計 []日
ア. 私用（買物、子ども（きょうだいを含む）や保護者の習い事等）、リフレッシュ目的	[]日	
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（きょうだいを含む）の保護者の通院 等	[]日	
ウ. 不定期の就労	[]日	
エ. その他（ ）	[]日	
2. 利用する必要はない		

- 2 一時預かり事業（保育所の一時的預かり、にしのみやファミリー・サポート・センター）

算出方法

対象年齢：0～2歳児

家庭類型：全ての家庭類型

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向

アンケート調査 問 18、19（一時預かり等の利用）で認可保育所の一時的預かり等を利用したいと選択した人の利用希望日数を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1. フルタイム		3. パートタイム 4. パートタイム（産休・育休・介護休）		5. 現在は、就労していない
		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		120時間以上	64時間以上～120時間未満	64時間未満
父親		1. フルタイム		タイプB	タイプC	タイプC'
		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプB	タイプC	タイプC'
3. パートタイム 4. パートタイム （産休・育休・介護休）	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	64時間以上 120時間未満	タイプC'	タイプE'			
	64時間未満			タイプD	タイプF	
5. 現在は、就労していない		タイプD				タイプF
6. これまで就労したことがない		タイプD				タイプF

= 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）
 = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問 18 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、保護者の定期的就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまるものに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も[]内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数（年間）	
1. 認可保育所の一時的預かり <small>（私用など理由を問わずに保育所で一時的に子どもを保育する事業）</small>	[]日
2. 認可外保育施設の一時的預かり	[]日
3. 幼稚園の預かり保育 <small>（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）</small>	[]日
4. ファミリー・サポート・センター <small>（地域住民が子どもを預かる事業）</small>	[]日
5. ベビーシッター（居宅訪問型保育）	[]日
6. その他（ ）	[]日
7. 利用していない	

認可保育所の一時的預かり、認可外保育施設の一時的預かり、ファミリー・サポート・センターを選択した人を対象とする。

問 19 宛名のお子さんについて、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を枠内に数字でご記入ください）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい		計 []日
ア.	私用（買物、子ども（きょうだいを含む）や保護者の習い事等）、リフレッシュ目的	[]日
イ.	冠婚葬祭、学校行事、子ども（きょうだいを含む）の保護者の通院、等	[]日
ウ.	不定期の就労	[]日
エ.	その他（ ）	[]日
2. 利用する必要はない		

国の手引きに基づき算出

(年間の延べ利用者数)

定員数(一時) 実績見込み(ファミサポ)	H26	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育所の一時預かり	33,240人	128,439 人	123,618 人	120,448 人	117,576 人	115,001 人
ファミサポ・サポ・センター	7,325人					
合計	40,565人					

本市の考え方

国の手引きに基づく量の見込みでは、1年間の利用日数(実績)と、今後利用する際の利用希望日数を含めて算出していることから、利用希望が大きく反映される傾向があると考えられ、また平成25年度実績(参考1)と比較しても著しく高い割合となっている。
そのため、一時預かり事業の量の見込みについては、以下のとおり算出する。

(算出方法)

計画最終年度(平成31年度)に向けて、潜在的な需要が一定顕在化するものと仮定する。
平成31年度の量の見込みに対して、平成27年度から平成31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう算出する。
問18で「認可保育所の一時預かりを利用した」と回答した人の1年間の利用日数(実績)の平均を上限として利用意向率を算出する。

量の見込み (年間延べ利用人数)				
H27	H28	H29	H30	H31
47,928人	46,095人	44,891人	43,799人	42,821人



(年間の延べ利用者数)

定員数(一時) 実績見込み(ファミサポ)	H26	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育所の一時預かり	33,240人	41,017 人	41,468 人	41,919 人	42,370 人	42,821 人
ファミサポ・サポ・センター	7,325人					
合計	40,565人					

(参考1) 一時預かりの利用実績 平成26年度は、19か所(定員127名)で実施

	H21	H22	H23	H24	H25
箇所数・定員	10か所・ 73名	11か所・ 82名	11か所・ 82名	12か所・ 85名	14か所・ 93名
年間延べ利用人数	10,119人	11,001人	10,655人	11,571人	13,841人

(参考2) にしのみやファミリー・サポート・センターの利用実績

	H21	H22	H23	H24	H25
年間延べ利用人数	3,388人	4,168人	5,741人	6,380人	7,325人

病児保育事業（病児・病後児保育事業、にしのみやファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応））

算出方法

対象年齢：0～5歳児

家庭類型：家庭類型 A、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向

アンケート調査 問 17（子どもが病気の際の対応）で、対処方法を「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」もしくは「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した人を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1.フルタイム	3.パートタイム	4.パートタイム（産休・育休・介護休）	5.現在は、就労していない
父親		2.フルタイム（産休・育休・介護休）	120時間以上	64時間以上～120時間未満	6.これまで就労したことがない
1.フルタイム 2.フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	
	64時間以上～120時間未満	タイプC'			
3.パートタイム 4.パートタイム（産休・育休・介護休）	64時間未満			タイプD	タイプF
5.現在は、就労していない		タイプD			タイプF
6.これまで就労したことがない		タイプD			タイプF

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問 17-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も【 】内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください）。

1年間の対処方法	日数
ア. 母親が休んだ	[]日
イ. 父親が休んだ	[]日
ウ. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみくらった	[]日
エ. 母親又は父親のうち就労していない方が子どもをみた	[]日
オ. 病児・病後児の保育を利用した	[]日
カ. ベビーシッター（雇家訪問型保育）を利用した	[]日
キ. ファミリー・サポート・センターを利用した ※	[]日
ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	[]日
ケ. その他 ()	[]日

※「キ：ファミリー・サポート・センター」には、「病児・緊急対応強化事業」による利用も含まれます。

問 17-2 その際、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

番号1つに○をつけ、利用希望の場合は日数についても（ ）内に数字でご記入ください。

※なお、市内に2か所と限定的で、居住地の近くにあるとは限りません。また、利用には一定の利用料がかかるほか、事業の性格上、事前登録が必要で、実際の利用にあたっては、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。詳しくは利用希望センターまでご連絡をお願いします。

1. 病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ ()日	⇒ 問 18へ
2. 利用できる施設等があればよいが、利用するかどうかはわからない	
3. 居住地の近くにあれば利用したいが、遠くであれば他の方法を考える	
4. できるだけ家族で看の方針だが、利用できる施設があると安心できる	
5. 利用したいとは思わない	

子どもが病気等のときに、「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけ留守番」を選択した人と、母親もしくは父親が休んだが、「病児・病後児保育を利用したい」と選択した人を対象に算出する。

国の手引きに基づき算出

(年間の延べ利用者数)

	H25 実績 (見込み)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
病児・病後児保育	775 人	5,552 人	5,435 人	5,270 人	5,090 人	4,933 人
ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応型)	26 人					
合 計	801 人					

本市の考え方

病児・病後児保育事業の稼働率が低い(平成 25 年実績で 32.9%)ことや、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応型)のうち、病児の利用実績が低い(平成 25 年実績で 26 件)ことから、本市の利用実績を基に、今後の量の見込みを算出することとする。

病児・病後児については、過去の実績(参考 1)を基に増加率を算出し、量の見込みとする。

ファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応型)については、過去の実績(参考 2)がおおよそ横ばいであることから、過去 3 か年の最大値を量の見込みとする。

(年間の延べ利用者数)

	H25 実績 (見込み)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
病児・病後児保育	775 人	871 人	924 人	980 人	1,039 人	1,102 人
ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応型)	26 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人
合 計	801 人	899 人	952 人	1,008 人	1,067 人	1,130 人

(参考 1) 病児・病後児保育の利用実績(病児保育は、平成 23 年 4 月から開始)

	H23	H24	H25
年間延べ利用者数	689 人日	728 人日	775 人日
定員に対する稼働率	29.1%	30.9%	32.9%

(参考 2) にしのみやファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応型)の利用実績

	H23	H24	H25
緊 急	2,354 件	3,029 件	3,265 件
病 児	28 件	26 件	26 件

子育て援助活動支援事業（にしのみやファミリー・サポート・センター（就学児））

算出方法

対象年齢：5歳児

家庭類型：全ての家庭類型

量の見込み：家庭類型別児童数（人） × 利用意向

アンケート調査問21（放課後の過ごさせたい場所）で「ファミリー・サポート・センター」を選択した人を対象に量の見込みを算出する。

（家庭類型）

母親		1. フルタイム		3. パートタイム4. パートタイム（産休・育休・介護休）		5. 現在は、就労していない	
		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		120時間以上	64時間以上～120時間未満	64時間未満	6. これまで就労したことがない
父親		1. フルタイム		タイプC		タイプC	
		2. フルタイム（産休・育休・介護休）		タイプB		タイプC	
3. パートタイム 4. パートタイム （産休・育休・介護休）		120時間以上		タイプC		タイプE	
		64時間以上 120時間未満		タイプC		タイプE	
		64時間未満		タイプC		タイプE	
5. 現在は、就労していない		タイプD				タイプF	
6. これまで就労したことがない		タイプD				タイプF	

□ = 認定こども園、保育所、地域型保育を利用もしくは利用希望（2号、3号）

■ = 認定こども園、幼稚園を利用もしくは利用希望（1号）

タイプAは、ひとり親家庭

問21 宛名のおさんが、1～3年生、4～6年生になったとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。4～6年生については、何年生まで利用したいかを、[]内に数字でご記入ください。また、「留守家庭児童育成センター（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も[]内に数字でご記入ください。時間は、必ず24時間制でご記入ください。

※だいたい先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

過ごす場所	1～3年生	4～6年生
1. 自宅	週[]日くらい	週[]日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週[]日くらい	週[]日くらい
3. 習い事 （ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週[]日くらい	週[]日くらい
4. 児童館	週[]日くらい	[]年生まで 週[]日くらい
5. 学校	週[]日くらい	週[]日くらい
6. 放課後子ども教室	週[]日くらい	[]年生まで 週[]日くらい
7. 留守家庭児童育成センター（学童保育）	週[]日くらい 下校時～（ ）時まで	[]年生まで 週[]日くらい 下校時～（ ）時まで
8. ファミリー・サポート・センター	週[]日くらい	週[]日くらい
9. その他 （公民館、公園、放課後等デイサービスなど）	週[]日くらい	週[]日くらい

ファミリー・サポート・センターを選択した人を対象とする。

国の手引きに基づき算出

(年間の延べ利用者数)

実績(H25) 延べ利用者数	量の見込み				
	H27	H28	H29	H30	H31
2,045人	—	—	—	—	—

本市の考え方

本設問に該当する回答数が1件であったが、希望日数が無記入であることから、量の見込みを算出することが困難であるため、実績を基に今後の量の見込みを算出することとする。

児童数の減少率は考慮せず、過去の実績(参考)を基に増減率平均(0.2%)を乗じて量の見込みを設定する。

(年間の延べ利用者数)

実績(H25) 延べ利用者数	量の見込み				
	H27	H28	H29	H30	H31
2,045人	2,049人	2,049人	2,049人	2,049人	2,049人

(参考)にしのみやファミリー・サポート・センター(就学児)

(年間延べ利用者数)

	H22	H23	H24	H25
延べ利用者数	2,296	2,074	2,895人	2,045人

妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

算出方法

妊娠の届出件数等を勘案して計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定

本市の考え方

量の見込みは、年間申請者数 × 健診回数 とする。

年間申請者数は、平成 25 年実績の 5,196 人を基準値とし、0 歳児の人口推移に従って、1年につき 2.3%ずつ減少していくものとする。

健診回数は、平成 21 年～25 年の一人あたりの平均健診回数である 11 回とする。

	H25 実績 見込み	H27	H28	H29	H30	H31
年間申請者（人）	5,196	5,076	4,959	4,845	4,734	4,625
量の見込み（回）	55,983	55,836	54,549	53,295	52,074	50,875

（参考）妊婦健康診査実績

	H21	H22	H23	H24	H25
年間申請者数	5,539	5,280 人	5,286 人	5,035 人	5,196 人